

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和3年美浜町議会第3回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、10番、鈴川議員、3番、谷口議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した要望書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和3年美浜町議会第3回臨時会に上程いたしました議案2件について提案理由を申し上げます。

議案第1号は、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、令和3年8月10日、人事院が令和3年国家公務員の一般職の給与について人事院勧告を行ったことによるものでございます。

改正内容は、給料については民間との格差が極めて小さいことから改定は行わず、期末

手当の支給月数を0.15月分引き下げるものでございます。

議案第2号は、美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、保健師手当としまして、保健師に対し給料月額 $100分の3$ を乗じて得た額、火葬手当としまして、火葬に従事した職員に対し1回1,000円、死体処理手当としまして、死体処理に従事した職員に対し1体2,000円の特殊勤務手当を令和4年度から廃止するものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案2件について提案理由を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年8月10日、人事院が令和3年国家公務員の一般職の給与について人事院勧告を行ったことによるものでございます。

改正内容は、給料については民間との格差が極めて小さいことから改定は行わず、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

第1条関係では、第26条第2項の改正は、令和3年12月の期末手当について「 $100分の127.5$ 」を「 $100分の112.5$ 」に、第3項の改正は、再任用職員の期末手当についての読替規定の改正でございます。

第2条関係では、第26条第2項の改正は、令和4年度以降の期末手当について「 $100分の112.5$ 」を「 $100分の120$ 」に、第3項の改正は、再任用職員の期末手当についての読替規定の改正でございます。

附則については、それぞれの改正の適用日でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。そもそもを聞くと、ちょっとお恥ずかしい話ですが、いま一度改めてこの人事院勧告がなされると、自動的というか、連動的に当町もこういう条例の改正案が出ていますが、これはなぜそんなふうになるのか。うちの給与条例を見てもそういうところがないので、改めてお聞きしたい。と同時に、先ほどは議運の中で国の対応もお聞きしました。新聞報道で見えていましたので、今回、ぜひともお聞きしたかったのですが、国は諸般の事情を鑑み、この12月にはその対応をせずに半年後にその分を、金額的

には変わらないんでしょうがその意図を考えると、県の対応が違くと。でも、県がするから、うちのほうがやるみたいな感じですが、そうすると、町は国より県に重きを置くのかと、そういうようなところをいろいろ私の頭ではどうも理解ができないので、そのあたりをもう一度ご説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、人事院勧告についてでございますが、定義で申し上げますと、現業職などを除く公務員には、憲法で保障する労働三権のうち、団体交渉権の一部と争議権、いわゆるストライキが認められていないことから労使交渉が制限されるため、これに代わる手段として国においては人事院が民間給与との格差を調査し、それを埋めるために勧告を行うといったところでございます。

当町におきましては、勧告に沿った内容で条例改正を行っているといったことなんですけれども、今回の人事院勧告についてですが、8月10日に人事院勧告がございました。その後、国のほうは、国家公務員の今回の件については、令和3年11月24日に閣議決定を行いまして、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととしたところでございます。その中で地方公務員の給与改定については、地域の実情を踏まえつつ国家公務員の取扱いを基本として対応することと通知のほうがあったところでございます。

当町におきましては、和歌山県のほうにおいては本年の12月の期末手当について0.15月分の引下げを行う条例改正を、ちょうど本日、給与条例のほうの改正の議案が上がっているといったところでございまして、県に準じて今回改正を行うと。あくまでも今回その中で地方公務員の給与については、地域の実情を踏まえつつといったところでございます。

当町におきましては、県に準じて今回改正を行うと。参考までに周辺の町でも給与条例の改正をこの12月議会において上程のほうを行っているといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 私の質問の仕方が悪かったのか、そもそも先ほど来、憲法で労働三権との勘案から云々とかいろいろご説明あります。それは、国においてとおっしゃいましたよね。だから、人事院があると。それは、人事院は国のことに関して勧告を行うんでしょう。だから、それと同時に連動して町がなるのがなぜかという説明を聞いたんで、現状をるる説明されても、僕の質問の答弁にはなっていないと思うんですが。

それと、国の11月24日の通達は、国の対応を基本として地方の実情に合わせて云々と、そういう通知だったわけですよ。今のご答弁はそうでしたよね。じゃ、国を基本としてということは、美浜町の考えは国を基本としないということでもいいんですか。もう一遍説明お願いできますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、当町には人事委員会を置いてございません。県内でいきますと、和歌山県、和歌山市におきましては人事委員会を置いていると。そこで勧告があり、条例の改正を行っているといったところがございます。そういった人事委員会を置いていないところについては、国の人事院勧告に準じて給与条例の改正を行うといったところが通常でございます。

今回につきましては、国のほうからの通知によって地域の実情を踏まえつつといったところで、県に準じて給与条例の改正を、この議会のほうに上程したところがございます。

今の谷議員の質問の中で、国を基本としないのかといったご質問もございました。今回におきましては、国を基本とせず、県に準じて給与条例の改正を行ったところがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） どうも何かストンと来ないんであれですけども、今の中で人事委員会を置いていないところは、国の人勧の勧告があったらそれを通常どおり行うのが普通というか、今までどおりというか。そうするという根拠法とかそういうのがないのか。

それともう一点、今回はこれ期末手当ですが、12月度のこれ以降のをするという人勧だったわけですよね。遡及のような要件のものではなかったわけですよね。昔はプラスのときは4月に遡って云々とかあったわけでしょう。それは余談的なことなんであれですけども、この12月以降の期末手当については0.15マイナスと。内容はよく分かっているんですけども、もう一度、何か普通に流れているからそれでいいじゃなしに、なぜ人勧があると美浜町職員の給与も下げるのか。今回でしたら、下げる話だったら、なぜ自動的にそうなるのかと、決まりがあるのか、給与条例に規定もないし、何か根拠法があるのか、根拠法の説明を聞いたかったわけです。

ついでというか、そういうならば、地方の実情というなら80人か90人、職員がいるわけですから、美浜町における消費マインドに水をかけるような状況になるのではないんですかというところもあるんですが、そんなんもし含めてお答えいただけるんだったらお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

根拠法はあるのかといったご質問でございますが、まず、地方公務員というのは地方公務員法か、法律では、国に準じて云々、たしかそういうふうな条文だったかと思っておりますけれども、そういった規定のほうはございます。

今回、人事院勧告の件ですけども、国のほうは人事院勧告が8月10日に行われました。その下げ分については、今回の12月の期末手当で引下げを行わずに先送りして、来年6月の期末手当で0.15月分引き下げるといった一般職の給与に関する法律の改正を

行う予定でございます。それでいきますと、6月については国のほうは、今回の0.15月分と6月に引下げが行われます0.075月分、合わせて0.225月分が来年の6月で引かれる月分の支給となるといったこととなります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この給与に関わってですけれども、人勸に沿ってだけの理由で決めてしまうというのは、僕、問題があると思っているんですけれども、我が町の職員の勤務状況について増大しているように思われるんですけれども、そういったところをなぜ給与の決定に反映しないのか、これはお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

勤務条件を給与に反映しないのかといったご質問でございますが、あくまでも当町の給与については、国の人事院勧告に準じた形で改正のほうを行うといったところでございます。この勧告については、先ほども谷議員のほうにご答弁のほうさせていただきましたが、県に準じた形で地域の実情を踏まえつつ、県に準じた形で改正のほうを行うといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 地域の実情に踏まえてと、先ほどからもいろいろ答弁がありましたけれども、我が美浜町と県の方向と国の指し示すところ、どこに違いがあるのか、どう捉えているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、当町には人事委員会を置いてございません。和歌山県、和歌山市では人事委員会を行い、そこで勧告のほうを行っておると。和歌山県におきましては、その人事委員会からの勧告によって、この12月の期末手当について減額を行うと、そういったところの中で、和歌山県におきましても、地域の実情を踏まえて今回12月で条例改正を行うといったところでございます。

当町のような人事委員会を置いていない市町村については、今回については、当町につきましては県に準じた形で給与条例の改正を行うといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） 100分の幾つとか、全くわけ分からん。金額で示してください。例えば国家公務員が年齢が幾つで何ぼになるんで、県が年齢が幾つで何ぼになるので、当町の職員が何ぼの何ぼで。そしたら下げる必要ないん違いますか。国家公務員、県職下がっても、まだうちの職員よりはるかに多いん違いますか、そのまま下げなくても。なのに、

右へ倣えで地域の実情を踏まえつつ県に準じ、何で県に準じる必要あるんですか。500千円の100分の幾つなのか、1,000千円の100分の幾つなのか、そういった具体的な数字で、これだけもらっているから多いんですよという、だから下げますよというようにお示し願えますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、国家公務員との給与の比較についてですけれども、よく使われるのがラスパイレ指数が使われます。それは、国家公務員と地方公務員、市町村との給与の比較といったところでラスパイレ指数が多くが使われるといったことで、当町におきましては、令和2年度の試算でいきますと、100に対して97.6といった指数が出ておるといったところでございます。

今回の期末手当について、さて0.15月分減額となることに対して、どんだけ減るのかといったところでございますけれども、1級の職員につきましては9人おります。その平均で28,955円のマイナス。2級の職員、支給人数が26人おります。減額が32,898円。3級の職員で20人。平均でいきますと49,731円の減額。4級の職員で17名ございまして58,075円のマイナス。5級で13人で66,802円のマイナス。6級で4人、70,335円のマイナスと。全体でいきますと89人の職員数に対しまして、平均では47,726円のマイナスといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） はい、6番。聞き方が私も悪かったです。元を言うてるのよ。だから、この減らす元が500千円から100分の127.5をもらってるのかとか、600千円からもらっているのかとかそういう意味です。ラスパイレを聞いているわけやないんです。よく今まで言っていたでしょう、平均42.7歳で600千円とか。それはもうええけどねえ、町長、これ、来年のことですからね。この春、うちは春闘はしませんけれども、この減る分ぐらいの号を、職員にみんな上げたらどうですか。町長に上げられるかどうかお尋ねします。上げてやってください。減る分を取り返すんですよ、号を上げて。どうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

やはりこの人事院勧告については、全国的にもコロナで困った方がおられる中で、一般の企業の格差をとということでやっております。

当町にしましてもそれを受け入れて、もちろん職員のほうにもお尋ねもしました。組合のほうへも一応尋ねまして、6月で調整するのか、それともこの12月で調整するのかということで聞きましたら、やはり6月だと一気に下がってしまうので、段階的にやったほうが良いということで答えはいただいております。

これをまた取り返す分、給料を上げたれと高野議員はおっしゃいますけれども、なかなか皆さん、このコロナで困っている方もおられる中で職員だけ。そら、物すごく頑張りました、職員は。コロナのワクチン接種につきましても毎週毎週頑張っておりましたが、それを頑張ったから上げるという、なかなかそういうことはできないということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 先ほど私の最後の質問に対する答弁をちょっと聞きたいんですけれども、まず、国は閣議決定で、この12月にはしないが6月にすると。それは、今の町長の答弁もそうでしたが、12月に0.15で、6月に0.15の半分だから0.075、2.25一気に減るんですという、僕は国はしないのになぜするのかと聞いているような感じで、国が下げないというふうに僕が取っているというふうに、それである答弁があるのかなと思ったんですが、そこはちょっとどうですか。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 聞き方が悪かったですか。

最後の質問の後の答弁で、国は12月にはしないけども来年の6月に、この12月の分と6月の分をして2.25調整するんですという答弁をしたと思うんです。それは何の関係があるんですか、私の質問に対して。その後に、僕はたしか国がしないというような地方の実情云々で80名、90名がいる中で、それだけの12月の期末手当を減額すると、消費マインドに水をかけないのかというふうなことを言ったと思うので。言いましたよね、それに関する答弁はなかったよね。これからコロナでV字回復じゃないですが少しは上がっていきこうというときに、原資となるべき期末手当云々というのが少なくなるのが僕は少し心配したんです。美浜町でいえば大企業ですので、町は。だから、そういうのも含めて6か月後にしたら、この回復のときの足がかりに少しはプラスになると、そんな意味合いも国は含んでいるのではないかなとそういうことなんで、マイナスにならないのかと思ってその例に聞いたのに、その答弁が1.5と0.75で2.25やと、そんなこと。だから、結局、減額するのは一緒なんやということを言いたかったわけでしょう。そんなん分かっている話じゃないですか、そもそも聞いているのに。少しちょっと憤慨したのでお聞きするんですが、それは僕がそこを理解していないと思って答えたのかどうかだけ、ちょっとお答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

全くそういう意味合いではございません。やはり職員としてどうしていったほうがいいのかということで、私どもは職員に沿って2回に分けてやらせていただくので、この12月で調整したいというそういう答弁ですので、谷議員がこのことについて分かっていないというような答弁ではなかったと、そういうふうにお答えいたします。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今回のマイナス勧告ということなんですけれども、職員の勤務の状況については、先ほど町長の答弁の中でも、みんなコロナ対策等についての仕事やふるさと納税に対しての仕事とかで随分とアップされている中で、そういう状況を過ごしているというふうに思うんですけれども、そういったところで頑張ってきている職員の仕事に対するモチベーション、これを下げることにつながれへんかというふうな危惧をするんだけれども、そのようなことについては考えられませんか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の質問にお答えいたします。

職員については、やはり自分がこの地方公務員を選んで、住民の公僕でなくてはならない、ここら辺も十分理解しておりますので、このことについてはモチベーションが下がるというふうには考えておりませんで、やはり、その分は頑張った分、勤務評定もさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） ほかありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番、森本です。反対討論をいたします。

このマイナス勧告につきましては、この間の職員の労働の状況等を詰めた場合に、とてもそれに報いるような状況にはなっていないというふうに思われます。ましてや、今、物価上昇もガソリン等燃料のアップ等で生活環境も非常に厳しくなっている中で、そういった職員の生活環境を支える上でも、この給与というのは非常に重要な部分でもあります。そういったところを踏まえない形でこの給与勧告のまま実施するというのは問題であるというふうに思います。よって、今回のこの第1条の条例改正については反対をいたします。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 賛成討論をいたします。

るる質疑は違ったようにも受け取れかねませんが、元来というか、今までというか、経験則から申し上げましても、人勧が出ればこういうふうな形になると。それが自分の中でも整理できていなかったのも、今回ちょっとあやふやな質問をしたわけでございますが、やはり国に準ずるとい法律の規定があるというふうな総務政策課長からのご答弁もいただきましたし、確かに同僚の森本議員がおっしゃる意味合いもよく理解はできますが、やはりそういう法律に基づいて、また関連法そういうのに基づいてやっているわけですから、やはり今回の0.15月分の期末手当の減額については妥当性があると思慮もいたしますし、地方の実情、特に和歌山県、近隣市町もそのように賜っていますので、それが妥当であると判断しますので賛成をいたします。

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、別表中の保健師手当、火葬手当、死体処理手当でございまして、いずれも令和4年度から廃止するものでございます。

廃止理由といたしまして、保健師手当につきましては、日高管内の市町においては支給されていないこと、また、専門職であります社会福祉士においても特殊勤務手当を支給しないという理由でございます。火葬手当につきましては、以前、町職員が火葬に従事していたときの手当でございまして、現在は民間に委託してございますので廃止いたします。死体処理手当につきましては、過去には町職員が死体を土葬したときに手当を支給したこともあったようですが、現在はそういったこともございませぬし、煙樹ヶ浜の波打ち際などに死体が打ち上げられたときなどの対応は警察が行いますので廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。廃止の手当3種類のうち、2種類はあれなのかなと思いますけれども、死体処理手当、これについて一考を促したいというか、近年は何もないとおっしゃいましたが、でも逆に、私の職責が地震津波対策特別委員長でもありまして、改めてここでお聞きするわけですが、向こう30年間、南海トラフにおける地震の確率が70、80と大変大きくなってございますが、そんな折に、やはり町長が被害者はゼロと、これは気構えとそれの重きでやるのは当然のことなんでしょうけれども、しかし現実を鑑みれば、やはり美浜町の住宅地域は92%が浸水域であるとか、また古い建物が多いとか、倒壊、いろいろ考えたくはありませんが現実的に考えると、やはり高い確率で犠牲者が出るやにという説もございまして、そうなりますと、と同時に南海トラフの地震では、日本国中というか東海地方から大規模な災害になると思いますので、このあたりへの手当てというかカバーというのはまず期待はできませんので、そういうことからすると、今申し上げ

げましたこの死体処理手当、これに勘案する事案は多数発生するのではないかと、これはもう私の考えではなく一般的に誰でも思いつくお話だと思しますので、そんな折に我が町の職員の方は崇高な使命感と責任感から当然その行動はしてはいただけるとは思います。と思いますが、その折に、やはりこういう手当が、お金ではないでしょうけれども、やはりその裏づけは当然必要だろうと思います。衣服にしてもいろんな問題が出てくると思しますので、そのあたり、これは条例案として出ていますので、また別途のような考えもあるかと思いますが、そのあたり今の僕の申し上げたことについていかがですか。お答え願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

その件につきましては、本当に職員に限らず住民の皆様にもお手伝いいただかないとやっていけない、そういうことは、あってはならないですけれども、もちろん住民の皆様にも職員だけではなくてやっていただかないと進んでいけないと思いますので、これは本当に、先ほど谷議員もおっしゃっていただきましたので、職員の使命としてやっていかないといけないことかと思っております。

ですから、職員がそういうのがあって、住民さんがそういう死体処理をして何もないというのも変な話になってくるかなと思います。それは、災害として、職員の使命としてやっていただきたいというふうには考えておりますので、大きい災害のときにつきましては、職員は職員の使命でやっていただくという考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） そんなお考えになると、そんな答弁が来るとは思いませんでした。

そうすると本議題から外れていくので、もうあまりやめておきますが、ただしかし、やはり先頭に立って住民の立場から見ても、隣に職員がもしいれば、いや、お前がやるんだろうとそんなふうにもみんなが思うと思うんです、住民の方側からすれば。当然手当はあつてしかるべき。次の機会にもしますが、その辺は使命だから職員もしなきゃいけないのに、なしが当たり前だと、やっぱりそのお考えは変わらないですか。もう一度だけ聞きます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） お答えいたします。

やはり本当に職員だけでは大災害が起きたとき、もちろん防災の関係で皆さん地区の防災会ももちろんそうですし、ほかからもまだ応援に来てくださる方も、そんな方にも携わっていただかないといけないように思います。ですから、今のところ私の考えとしては職員の使命としてやっていただきたいと、こういうふうには考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 保健師手当のことに関わってなんですけれども、保健師さんの仕

事に関わってですけれども、衛生環境、住民の健康を増進させる業務であって、常に丁寧さと充実を求められている内容でもあるかと思うんですけれども、今までの勤務のこの内容と、それから今後なくすということについて見ると、その勤務状況がマイナス、後ろへ下がっていくということとして捉えて、なくしていくんじゃないかなという、そういうふうにしか捉えられないんですけれども、その辺について、この勤務の状況が変化したのか、それとも変化していないのか、そういうふうなことについてどう捉えられていますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

保健師につきましては、仕事の内容としまして増えているかということでございましたら、一般事務の方ももちろん同じです、増えていることは増えていますので。ただ、私も町村会のほうで各町長に聞きましたら、そんなないでということだったので、一般職のほうからもそういう不満の話も出ておったわけですが、もちろん社会福祉士として、保健師として同じ仕事をしてでも、片や勤務評定をしたら勤務評定の中でもまたパーセントがついていくという形になっておりますので、やはり頑張ったら頑張った分、勤務評定につけていくという形でございますので、これはもう公平とすることで、皆さんどちらも頑張っていただけではないかというふうに思いまして、廃止の条例案を出させていだいたということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ということは、特別、保健師さんに関わる勤務内容について減っていくことではないんやというふうには捉えられているんですね。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

私ども、職員の割にですが、今、保健師は7名採用しております。よそに比べても多いとは言いませんけれども、多いのではないかと考えておりますので、それぞれ手伝い合って、協力し合ってやっていただけるのではないかというふうに考えておりますので、皆さんとの公平さというんですか、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の特種勤務手

当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年美浜町議会第3回臨時会を閉会します。

午前十時十七分閉会

お疲れさまでした。